

東串良町有料広告掲載要綱

(趣旨) 第1条 この要綱は、東串良町（以下「町」という。）が自主財源を確保するため、広告媒体として利用可能なもの（以下「広告媒体」という。）に有料で掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(広告内容の掲載)

第2条 広告の掲載については、行政広報の公共性及び品質を損なう恐れがないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性にあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると町長が認めるもの

2 広告を掲載するものは、鹿児島県内に事業所等を有するものとする。

3 前項に定めるもののほか、広告紙に掲載できる広告に関する基準は、町長が別に定める。

(掲載の優先順位)

第3条 掲載する広告の順位を 定める場合は、原則として申し込みの順位とするが、期日及び期間を限定するものについては先に申し込みのあったものと調整できるものとする。

(掲載位置)

第4条 広告を掲載する位置は企画課長が決定する。

(掲載希望の募集)

第5条 広告掲載の募集は、広報紙上及びホームページ上で行う。

(掲載申し込み方法)

第6条 広告掲載希望者は、別に定める有料広告掲載申込書（別記様式1）に次に掲げる書類を添付して、町長に申し込むものとする。

- (1) 広告の原稿または広告の内容の分かる書類

(2) 写真などを掲載する場合は、その素材（電子データでも可）も提出すること。
(掲載決定までの手順)

第7条 広告主から広告掲載の申し込みがあったときは、速かにこの要綱に基づき企画課内にて審査し、広告主に対し広告掲載決定通知書（別記様式2）もしくは、広告不掲載決定通知書（別記様式3）を送付するものとする。掲載希望月に掲載できないときは、翌月号に回すなどの調整を行う。

(掲載 定までの手順)

第8条 広告のデザインおよび制作費については広告主が負担することとし、その内容に関する責任は、広告主が負うものとし、町は一切責任を負わないものとする。

(広告の仕様及び掲載料)

第9条 掲載する広告の仕様及び料金については、次の通りとする。

種類	規格	スペース	掲載回数	掲載料
広報紙	カラー	縦 60 ^{ミリ} ×横 80 ^{ミリ}	1回	5,000円
	カラー	縦 60 ^{ミリ} ×横 170 ^{ミリ}	1回	10,000円
バナー広告	GIF形式	縦 55 ^{ピクセル} ×横 180 ^{ピクセル}	1月	1,000円

■年間広告料金

種類	規格	スペース	掲載回数	掲載料
広報紙	カラー	縦 60 ^{ミリ} ×横 80 ^{ミリ}	12回	50,000円
	カラー	縦 60 ^{ミリ} ×横 170 ^{ミリ}	12回	100,000円

(広告掲載料の納入)

第10条 広告主は、広告掲載の 定の日より1週間以内に、町長が発行する納付書により掲載料を納入しなければならない。ただし、祝祭日の場合には、その翌日とする。

(広告掲載料の還付)

第11条 既納の広告掲載料は原則還付しない。ただし、次の各号に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 町の都合により広告を掲載することができなくなったとき
- (2) 町長が正当な事由であると認めたとき

(広告掲載の取り消し)

第12条 次の場合は掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかった場合
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主又は広告内容が不相当と判断した場合

附 則

この要綱は、平成20年6月9日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成24年6月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和元年8月14日から施行する。